

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約

(設置)

第1条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、バス路線の再生に関する専門の事項を処理するため、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 分科会は、協議会が協議する事項のうち次に掲げるものを処理する。

- (1) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第3号に規定するもののうちバス路線に関する事項
- (2) 秋田市地域公共交通協議会規約第2条第4号に規定するもののうちバス路線に関する事項

(会長)

第3条 分科会の会長は、協議会の会長をもって充てる。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は、会長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

(公開)

第5条 分科会は、原則として公開とする。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年12月20日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第2条第2項の規定にかか

わらず、平成21年 3 月 31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年 5 月 28から施行する。